

2026年2月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ン ダ ム  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 西 村 健  
(コード：4917、東証プライム市場)  
問 合 せ 先 CFO 澤 田 正 典  
(TEL. 06-6767-5020)

**カロンホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに  
親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

カロンホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年9月26日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2026年2月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2026年3月4日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社マンダム（証券コード:4917）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。本公開買付けに応募された当社株式の総数（32,359,329株）が買付予定数の下限（25,285,200株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2026年3月4日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式32,359,329株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2026年3月4日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社であるカロンJグループホールディングス株式会社、Lumina International Holdings Limited、Lumina Group Holdings Limited及びM.G. Group Holdings Limitedも、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

(3) 異動する株主等の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	カロンホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 杵山 幸功
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資 本 金	300,005,000円
(6) 設 立 年 月 日	2025年7月23日
(7) 大株主及び持株比率	カロンJグループホールディングス株式会社 100%

(8) 当社との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

② 新たに親会社に該当することとなる者の概要

(1) 名 称	カロンJグループホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 杵山 幸功
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資 本 金	5,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2025 年 7 月 23 日
(7) 大株主及び持株比率	Lumina International Holdings Limited 100%
(8) 当社との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

③ 新たに親会社に該当することとなる者の概要

(1) 名 称	Lumina International Holdings Limited
(2) 所 在 地	Suite 2009-11, ICBC Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong
(3) 代表者の役職・氏名	Director John McGale
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資 本 金	1 円
(6) 設 立 年 月 日	2025 年 6 月 12 日
(7) 大株主及び持株比率	Lumina Group Holdings Limited 100%
(8) 当社との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

④ 新たに親会社に該当することとなる者の概要

(1) 名 称	Lumina Group Holdings Limited
(2) 所 在 地	Suite 2009-11, ICBC Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong
(3) 代表者の役職・氏名	Director John McGale
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資 本 金	1 円
(6) 設 立 年 月 日	2025 年 6 月 12 日
(7) 大株主及び持株比率	M.G. Group Holdings Limited 100%
(8) 当社との関係	

資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

⑤ 新たに親会社に該当することとなる者の概要

(1) 名 称	M. G. Group Holdings Limited
(2) 所 在 地	Suite 2009-11, ICBC Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong
(3) 代表者の役職・氏名	Director John McGale
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資 本 金	100,000 米国ドル
(6) 設 立 年 月 日	2025年6月9日
(7) 大株主及び持株比率	CVC Capital Partners Asia VI (A) L.P. 88.1%
	CVC Capital Partners Investment Asia VI L.P. 2.0%
	CVC Capital Partners Asia VI (B) SCSp 9.0%
(8) 当社との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(4) 異動前後における当該株主等の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① カロンホールディングス株式会社 (公開買付者)

	属性	議決権の数 (議決権所有割合 (注))			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主である 筆頭株主	323,593 個 (71.69%)	—	323,593 個 (71.69%)	第1位

(注) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が2026年2月6日に公表した「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数(48,269,212株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(3,132,848株)を控除した株式数(45,136,364株)に係る議決権の数(451,363個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、「議決権所有割合」の記載について同じです。

② カロンJグループホールディングス株式会社

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の間 接保有)	—	323,593 個 (71.69%)	323,593 個 (71.69%)	—

③ Lumina International Holdings Limited

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の間 接保有)	—	323, 593 個 (71. 69%)	323, 593 個 (71. 69%)	—

④ Lumina Group Holdings Limited

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の間 接保有)	—	323, 593 個 (71. 69%)	323, 593 個 (71. 69%)	—

⑤ M. G. Group Holdings Limited

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の間 接保有)	—	323, 593 個 (71. 69%)	323, 593 個 (71. 69%)	—

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者、カロンJグループホールディングス株式会社、Lumina International Holdings Limited、Lumina Group Holdings Limited及びM. G. Group Holdings Limitedは、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使し得る立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったため、当社が2025年9月25日付で公表いたしました「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（当社が2025年11月4日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月6日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月19日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同年12月4日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月15日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月16日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、2026年1月6日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月14日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月16日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月29日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同年2月9日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」及び同月10日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施

に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実施することにより、当社の株主を公開買付者のみ(但し、当社を除きます。)とすることを予定しているとのことです。

当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場されておりますが、本スクイズアウト手続が実施された場合には、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(添付資料)

2026年2月26日付「株式会社マングラム(証券コード:4917)の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来に関する記述】**

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

各位

会社名 カロンホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役 杵山 幸功

**株式会社マングム（証券コード：4917）の株券等に対する  
 公開買付けの結果に関するお知らせ**

カロンホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年9月25日、株式会社マングム（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：4917、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年9月26日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2026年2月25日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 カロンホールディングス株式会社  
 所在地 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

(2) 対象者の名称

株式会社マングム

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
40,467,222 株	25,285,200 株	一株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（25,285,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（25,285,200株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付等を行う株券等の最大数（40,467,222株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が2025年8月7日に公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（48,269,212株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（3,131,990株）並びに(i)公益財団法人西村奨学財団が所有する対象者株式（所有株式数：3,600,000株）の全て、及び(ii)M・Nホールディングス株式会社が所有する対象者株式（所有株式数：1,070,000株）の全てを控除した株式数です。

(注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年9月26日（金曜日）から2026年2月25日（水曜日）まで（98営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,105円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（25,285,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（32,359,329株）が買付予定数の下限（25,285,200株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2026年2月26日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	32,359,329 (株)	32,359,329 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合 計	32,359,329	32,359,329
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	81,997 個	(買付け等前における株券等所有割合 18.17%)

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	323,593 個	(買付け等後における株券等所有割合 71.69%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	47,633 個	(買付け等後における株券等所有割合 10.55%)
対象者の総株主等の議決権の数	451,038 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2025 年 11 月 14 日に提出した第 109 期半期報告書に記載された総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が 2026 年 2 月 6 日に公表した「2026 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（48,269,212 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（3,132,848 株）を控除した株式数（45,136,364 株）に係る議決権の数（451,363 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日  
2026 年 3 月 4 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続を実施した場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対

象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。以上に関する具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所  
カロンホールディングス株式会社  
(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

**【将来に関する記述】**

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします

公開買付者及びその関連者 (対象者を含みます。) 並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。